

## 三重県地域公共交通計画の改正について

### 1 理由

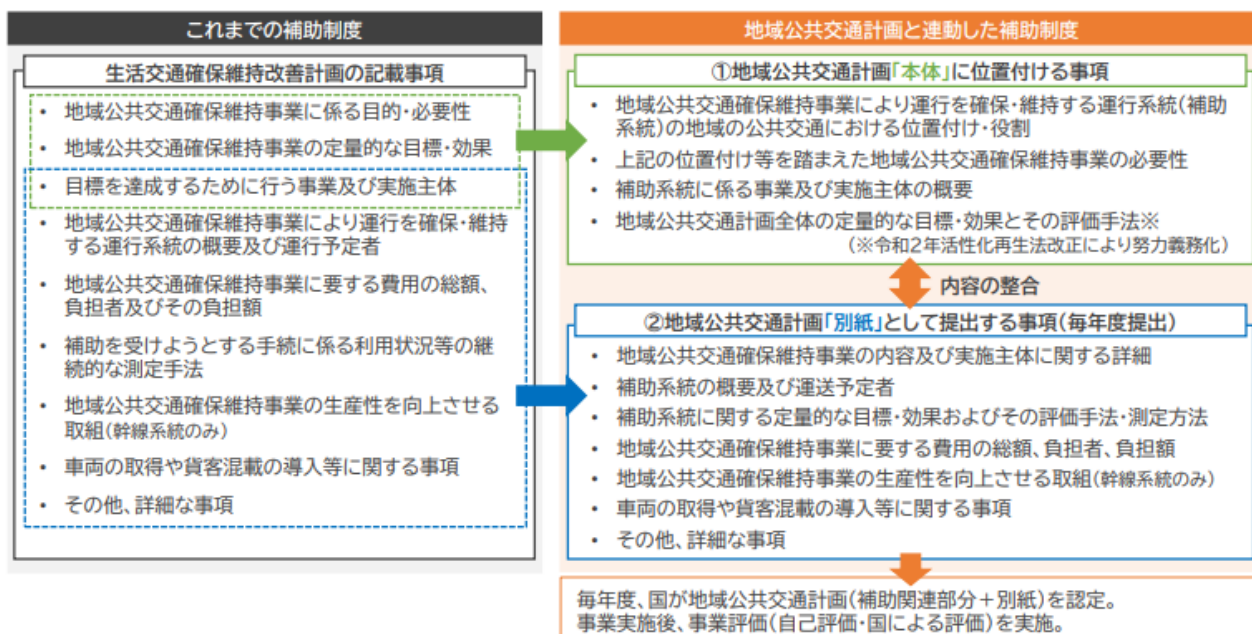
#### (1) 評価指標に係る調査方式の変更

評価指標である「県内観光地への公共交通利用の割合」について、これまでは「三重県まで」及び「三重県内で」の2項目に分けて調査されていましたが、今年度からこれらが1本化されました。

当該指標に係る令和4年度現状値及び令和10年度目標値については、これまでの調査方式による「三重県内で」の数値を基に算出していることから、新たな調査方式に合わせて再計算を行ったうえで見直しを行います。

#### (2) 地域間幹線バスの運行状況の変化

国の地域公共交通確保維持事業における乗合バスの地域間幹線系統補助の活用においては、令和2年11月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）の改正に合わせ、それまでの生活交通確保維持改善計画の提出に替わって、地域公共交通計画への補助系統等の位置付けが要件化され、毎年度該当部分を国に提出する必要があることから、現状に応じて記載内容を見直します。



## 2 内容

### (1) 評価指標の「県内観光地への公共交通利用の割合」の修正

令和4年度現状値及び令和10年度目標値について、次のとおり修正します。

|     | 現状値                     | 目標値<br>(R10年度)              |
|-----|-------------------------|-----------------------------|
| 改正前 | <u>9.9</u> %<br>(R4年度)  | <u>12.0</u> %以上<br>(R1コロナ前) |
| 改正後 | <u>11.6</u> %<br>(R4年度) | <u>13.7</u> %以上<br>(R1コロナ前) |

### (2) 路線の廃止等に伴う「別冊」の修正

令和7年3月末に廃止となった松阪熊野線に係る記述を削除します。

### (3) 地域間幹線バスの最新の運行状況をふまえた「別紙」の修正

地域間幹線バスの最新の運行状況等をふまえ、地域公共交通確保維持事業に要する費用や車両の取得計画等に係る記述について修正します。

### (4) その他軽微な修正

今般の改正に伴い生じる項番ずれ等、軽微な修正を行います。